

社労士法人 大竹事務所通信

平成 31 年 3 月 (Vol. 148)



ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301
 電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
 URL: <http://osaka-otake.com/>

健康保険・介護保険の料率が変わります

◆平成 31 年 3 月分より

平成 31 年 3 月分より健康保険と介護保険の保険料率が変わります（5 月 7 日納付期限）。

介護保険料率につきましては、全国一律 1.57% から 1.73% に引き上げられました。健康保険料率は、都道府県によって異なりますので、協会けんぽのホームページ等でご確認ください。

なお、近畿の健康保険料率は以下の通りです。

大阪府：10.19% (0.02%UP)
 京都府：10.03% (0.01%UP)
 兵庫県：10.14% (0.04%UP)
 奈良県：10.07% (0.04%UP)
 滋賀県：9.87% (0.03%UP)
 和歌山県：10.15% (0.07%UP)

社会保険料を当月控除されている事業所様は、今月の給与から変更となりますのでご注意ください。また、翌月控除されている事業所様は、4 月支給の給与より変更となりますので、忘れないようご準備をお願いいたします。

「不正統計調査対応のスケジュールが明らかに」

◆現在受給中の人には 3 月から追加給付

不正統計問題で厚生労働省は 2 月 4 日、追加給付に向けた工程表を明らかにしました。

それによると、雇用、労災、船員の各保険で現在給付を受けている人は 3 月から、過去の受給者は 6 月から、順次追加給付を受けることとなっています。

制度によって支払開始時期はまちまちで、船員保険

で 6 月、労災保険の休業補償で 9 月頃、労災年金で 10 月頃、雇用保険で 11 月頃とされています。

◆追加給付を受けるための手続方法は？

現在受給中の人には手続不要ですが、過去の受給者には厚生労働省から通知が届きます。

しかしながら、現住所や氏名の変更を把握していない人には通知が届かないおそれがあり、述べ約 2,000 万人の対象者のうち 1,000 万人以上の対象者の住所が不明との報道もあるため、厚生労働省が来月開設する予定のホームページで対象かどうかを確認する人は、相当数に上りそうです。会社にも、退職者から問合せ等が寄せられるかもしれません。

◆雇用調整助成金の過少給付問題は？

この問題では、被保険者への給付だけでなく、雇用調整助成金の過少支給も 30 万件、約 30 億円あることがわかっています。

2004 年 8 月から 2011 年 7 月の間、または 2014 年 8 月以降に休業等して本助成金を受けた企業が追加給付の対象となりますが、被保険者への追加給付の支払いよりも後になるため、まだ手続方法や支払開始時期は明らかにされていません。

ただし、申請書類等が処分済みだったり廃業済みだったりして対象企業が把握できず、正しく通知が届かないおそれのあることが明らかになっていますので、注意が必要です。

◆覚えのある会社は書類を探してみましよう

追加給付は、既に廃業した企業も対象となります。手続のための書類には、支給申請書類一式、支給決定通知書が今後役立つ可能性があると言われてい

の、限定されていないので、当時のことがわかる書類を探してみるとよいでしょう。

自社に残っていない場合でも、手続きを代行した社会保険労務士が控えを保存している可能性がありますので、助成金を受給した覚えのある会社は確認してみましょう。

人手不足問題への対応 どうしますか？

◆人材不足を実感している企業が9割

企業の「人手不足」の問題については、しばしば新聞やテレビでも報道される場所ですが、自社の状況はいかがでしょうか？

エン・ジャパン株式会社が実施した2019年の「人材不足の状況」についてのアンケート調査（762社から回答）によると、「人材が不足している部門がある」と回答した企業が9割という結果だったそうです。これは、2016年の調査に比べ、5ポイント上昇した数字となっており、3年前よりも人材不足感が増していることが伺えます。

◆人手不足への対応策は？

では、人手不足を実感している会社では、どのような対策を講じているのでしょうか。

同調査では、人材不足の状況への対応策についても聞いており、86%が「新規人材の採用（欠員の補充）」と答えています。次いで「既存の業務を効率化する（ICT化、標準化等）（35%）、既存社員の教育、能力向上（30%）、社員のモチベーション向上のため、処遇見直し（18%）」と続いています。

調査結果でも、「新規人材の採用」を解決策として挙げた会社が多かったようですが、最近では、「高齢者雇用」「外国人雇用」「仕事を離れてからブランクのある女性の雇用」など、これまで採用市場に多くなかった人材の積極採用に目を向ける企業も増えているようです。

◆「新規人材の採用」以外の解決策も

また、今後避けられないであろう人口減少、労働力人口減少の流れの中では、「今いる人材が離職しないこと」「業務の効率化」は、どうしても検討しなければ

ならないテーマとなっています。

社員の納得感を増すために処遇制度を見直したり、職場環境を改善するため社内コミュニケーションを活性化させたりするなど、すでに人材確保のための積極的な取組みを始めている企業も少なくありません。

◆人材確保のために今から対策を

人手不足の問題は、今後企業ごとに工夫を凝らして解決していかなければならないテーマとなっています。人材獲得競争の波に乗り遅れないように、今から検討していく必要があるでしょう。

普及が進んでいる？

「子連れ出勤」の最新動向と留意点

◆少子化相、「子連れ出勤」を支援

宮腰光寛少子化相は1月、親が子どもを連れて出勤（「子連れ出勤」）を20年以上前から実施していることで有名な授乳服メーカー、有限会社モーハウスの視察を終えた後、「子連れ出勤」しやすくするための支援策として、コワーキングスペースや授乳施設の設置など先進的な取組みをする自治体に対し、地域少子化対策重点推進交付金の補助率を2分の1から3分の2に引き上げる、と公表しました。

◆第1子出産時、47%が退職

内閣府「第1子出産前後の女性の継続就業率」の動向関連データ集によれば、第1子出産後も就業を継続する女性は53.1%（育休利用を含む）、退職する女性は46.9%とのことです。近年は多くの育児支援策が法的に整備されていますが、いまなお多くの女性従業員は、出産・育児のため離職しています。企業としては、「子連れ出勤」を制度化することで、これら女性従業員の離職防止が期待できます。

◆増えている事業所内保育所

事業所内保育所を設置できる企業においては、「子連れの出勤」はすでに日常的に行われているといえます。ローソン、ヤクルト、みずほFGなど多くの企業が、自社の名を冠した事業所内保育所を運営している時代です。厚生労働省「平成28年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、事業所内保育所は4,766

カ所（平成 29 年 3 月時点）あり、件数・入所児童数ともに、わずかずつながら年々増え続けています。

◆「子連れ出勤」制度化の際は

一方で、そのような保育のための設備やスタッフを持たない中小企業において、職場で業務をこなしつつ子どもの面倒もみるのは、容易なことではありません。制度として自社に導入する際には、入念な検討が必要です。

前述のモーハウス社の青山店では、「子連れ出勤」は 1 歳半までを原則としているそうです（歩きはじめた子どもが店外へ飛び出すのを防止するため）。ほかにも、始業を昼過ぎとする（通勤ラッシュを回避するため）、有事には単身スタッフがフォローできる体制とするなど、さまざまな工夫と配慮がみられます。

「子連れ出勤」の制度化においては、同社のような先進事例が参考になるでしょう。

3 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
＜新規適用のもの＞ [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞ [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4 月 1 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第 4 期＞
[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

平成 30 年度も終わりが近づいています。年度替わりはバタバタしがちですが、寒暖差も大きい時期でもありますので体調管理も念入りをお願いいたします。

今月の TOPIX でも取り上げさせていただきましたが、3 月分より健康保険と介護保険の保険料率が変わります。給与計算のご担当者様は、ご注意くださいませ。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R. 0)